



文部科学省

教職大学院について

令和8年6月16日

高等教育局専門教育課教員養成企画室

教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。（平成20年度から開設）

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性（既存の修士課程との違い）

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

3. 現状

- ① 設置大学数【令和8年度】：54大学（国立大学47校、私立大学7校）
- ② 実質教員就職率（※）【令和7年3月修了者】：89.8%
（参考）国立教員養成大学・学部の学部新卒者の実質教員就職率：70.7%（令和7年3月卒業者）
（※）現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者（臨時的任用を含む）の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【令和8年度】：89.9%（前年度より4.6%増）
- ④ 志願者数【令和8年度】：2,805人（前年度より135人増）
- ⑤ 入学者数【令和8年度】：2,286人（前年度より117人増）
（現職教員：876人（38%）学部新卒学生等：1,410人（62%））

4. 最近の振興策

（※）出典：国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の令和7年3月卒業者及び修了者の就職状況等について

- ・令和5年6月に、専門職大学院設置基準を改正し、学部と連携した5年一貫コース等の設置を可能にする
 - ・令和6年5月に、教職大学院を修了し教師となった者を中心に大学院在籍時に貸与を受けた奨学金の返還を免除する制度を創設
- これらにより、①時間的制約の緩和の支援、②経済的な支援、を可能とし、「教職の高度化」（質の向上）と「教師志願者の拡大」（質的確保）を実現。

教職大学院の教育課程について

教職大学院の全体構造

コース(分野)別選択科目部分

(例えば)
〈教科教育系〉 〈生徒指導系〉 〈学級経営系〉

共通科目(基本科目)部分

※告示5領域

- ・教育課程の編成及び実施に関する領域
- ・教科等の実践的な指導方法に関する領域
- ・生徒指導及び教育相談に関する領域
- ・学級経営及び学校経営に関する領域
- ・学校教育と教員の在り方に関する領域

学校における実習

10単位以上
(300～450時間)

○ 教職大学院の課程の修了要件は、45単位以上（実習10単位以上を含む）。

○ 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学前の既修得単位の認定が可能。

*他の大学院において修得した単位については、実習単位に係る免除分や単位互換分も含め、修了要件の2分の1を超えない範囲まで。

○ 共通科目の部分の単位数については、おおむね20単位。

*教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域全てを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能。管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能。

○ 実習については、現職教員について全部又は一部免除することができる。現行の教職大学院では、5大学で全部免除、28大学で一部免除を認めている。 ※出典：令和7年度教職大学院実態調査

*各教職大学院によって、例えば、修了要件は45～49単位、学校における実習は10～12単位、共通科目は18～24単位とするなど、それぞれ工夫している。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理 (令和7年10月15日 教員養成部会) ※教職大学院関係部分抜粋

1 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

(1) 教職課程の在り方 (大学院の教職課程の在り方)

- 教員養成における大学院レベルの学びでは、個人のニーズと選択によって、臨床的な教育研究、教育学的教養に関する学術研究、多様な教科・学問分野に関する学術研究のどれを中心にするかでタイプ分けできるのではないかと。その上で、教えることを意識した教育学的知識または教科知識の再構成を目的とした研究であり、教育学を基盤とした個人的・協働的な省察と研究を行う臨床的で実践的な教育研究は共通して行われる必要があるのではないかと。
- 教職生涯を見据えて、自ら課題を設定し、その課題解決に向けて研究・開発できる探究力・研究力を身に付けるため、教職大学院において、臨床的で実践的な教育研究を充実すべきではないかと。
- 教職大学院において、学部からの進学者、現職の教師など、在籍者のそれぞれの状況に応じた学びの提供を行うとともに、教育課題の解決に取り組むことのできる研究力の強化が必要ではないかと。

2 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

(2) 現職教師の能力向上(教職大学院の活用)

- 学習観・指導観の転換及び学校課題の多様化・複雑化も踏まえて、教職大学院で育成すべき実践力について再検討すべきではないかと。これからの学校において指導的な役割を担う教師の実践力とは、自らの実践や教育課題に対する理解と改善・解決を志向し、探究的・研究的に取り組むことのできる資質能力として整理できるのではないかと。自ら設定した課題に対する実践的で臨床的な探究力・研究力が、教師としての課題解決力の基盤を形成すると共に、教職生活を通して学び続ける教師を支えるものとなるのではないかと。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理 (令和7年10月15日 教員養成部会) ※教職大学院関係部分抜粋

- 様々な事情で教職大学院での学修機会を利用できない現職教師もいることを踏まえ、在職しながら教職大学院で学修できるよう、オンライン教育の活用や経済的支援等の環境整備をパッケージ化した在職型の教職大学院進学支援制度の創設などが必要ではないか。
- 学校課題の多様化をふまえ、**教職大学院**においては、
 - ・教科だけでなく、教育課題に対応した得意分野を形成・伸長することができるよう、体系的で深みのある専門教育を、大学院生の選択によって受けるようにすること
 - ・それぞれの大学の特色や教育委員会からの要請等を踏まえ、専門科目群を構成し、特色化を図ること
 - ・大学院生が専攻した分野（得意分野）を専修免許状に表示する仕組みの充実と活用を図ること
などが考えられるのではないか。
- 現職の教師の教職大学院における学びは、自校での課題を自ら課題として抽出し、自分の学びを自分で決定して、それを省察して研究するということ（自律的に学びをデザイン）が重要ではないか。
- 現行の**教職大学院**では、実践力・即戦力の育成を強調しすぎているのではないか。実践力を捉え直すとともに、実践課題を探究し、省察した成果を研究的な論文としてまとめるということも必要ではないか。
- **教職大学院**での学修を通じて得た知見や経験を、例えば、上位の職への選考の際に考慮事項の一つとして扱うことなどが考えられるのではないか。

(論点整理における主な指摘)

- ・ 教育課題に対する実践的で臨床的な探究力・研究力の養成
- ・ 大学の特色、教育委員会からの要請、大学院生のニーズに対応できる学びの選択肢の拡大
- ・ 在職しながら学修できる仕組みや、修了者へのインセンティブの付与

教員養成フラッグシップ大学について

1. 創設の目的、役割

「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、**教員養成の在り方自体の変革を牽引する役割を果たす大学**について、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する制度。教員養成フラッグシップ大学においては、①**先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発**（※）、②**全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開**、③**取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献**等が求められる。

（※）先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発における重点課題

- 学習者中心の授業デザイン・学習活動デザインについての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
- 教育学や教師教育学、学習科学等に基づく省察的実践（仮説設定、教育実践、省察）を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
- 学習者中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）
- 教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメントの資質・能力の育成
- 学校現場における教育データサイエンスの活用やSTEAM教育を先導する人材の育成
- 障害のある児童生徒、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等、多様な子供への理解・対応力
- 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討

2. 指定大学（令和4年3月指定）

・東京学芸大学 ・福井大学 ・大阪教育大学 ・兵庫教育大学

3. 制度上の特例

- 文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定した大学（以下、「指定大学」）において、免許状の取得のため修得が必要な「大学が独自に設定する科目」として、「指定大学が加える科目」を充てることが可能。また、専修・一種免許状の授与における必要単位数について、二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数まで、「指定大学が加える科目」の単位を充てることが可能
- 指定した大学の教職大学院において、告示に定める「共通5領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することが可能

4. 制度改善に向けた取組

- 指定大学は、毎年度**教員養成フラッグシップ大学推進委員会**に取組の効果に関する**エビデンス**を提供し、**専門的知見に基づく助言を受けるとともに**、推進委員会で行われる評価・検証を通じ、「令和の日本型学校教育」に対応した**新たな教職課程のモデル開発に協力**する
- 指定大学は、中央教育審議会での議論等に貢献する取組や提言等を行う

<特例のイメージ：教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力化のイメージ（例）>

	共通5領域（※1）					学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域		
単位数	おおよそ20単位					10単位	(大学による)
修了要件	45単位以上						

※1：共通5領域の単位数について

- ・教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域すべてを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能
- ・管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能



	共通5領域					共通5領域に代えて大学が設定する新たな領域科目	学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域			
単位数	10単位以上（※2）					10単位以下	10単位	(大学による)
修了要件	45単位以上							

※2：引き続き、既存の5領域についてはすべてを学ぶことを前提とする

大阪教育大学（本日も報告）及び福井大学が活用

福井大学では共通5領域（20単位）を11単位に縮減し、「学校拠点・省察的実践コアサイクル群」（9単位）を新設

教職大学院の教育課程の在り方（案）

- 教職大学院には、学部からの進学者（教員養成学部出身者、開放制学部出身者）や現職教員（中堅教員、管理職層等）等の幅広い学生が在籍しており、教職大学院の学びに対するニーズも様々である。
- また、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するため、学部段階の教職課程では、教員養成フラッグシップ大学の取組等も踏まえ強み専門性を発揮できる方向で見直すこととしている。
- こうしたニーズや政策的方向性を踏まえ、教職大学院において、一定の共通性を担保しつつも、探求力・研究力の強化等のニーズに応えられるよう、柔軟な教育課程の編成を可能とすべきではないか。
- 具体的には、教員養成フラッグシップ大学の仕組みを踏まえ、共通5領域の修得単位数を現在の20単位程度から10単位程度に縮減し、各教職大学院の裁量により新たな領域科目を置くことを可能としてはどうか。

※教職大学院において共通に踏まえるべき教育課程の枠組みであるため、学生は引き続き共通5領域すべてを学ぶこととする

※実習10単位の扱い（現職教員は要件を満たせば免除可能）はこれまで通りとする

参考資料

「教職大学院」制度の創設の基本的な考え方

- ✓ 近年の社会の大きな変動の中、様々な専門的職種や領域において、大学院段階で養成されるより高度な専門的職業能力を備えた人材が求められている。
- ✓ 教員養成の分野についても、研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理*し、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み、すなわち「教職大学院」制度を創設することが必要である。

*大学院の諸機能の整理

- 1) 研究者養成・学術研究コースとして各分野における深い学問的知識・能力の育成等に重点を置くもの
- 2) 専門職大学院制度を活用して高度専門職業人養成コースとして学校現場における実践力・応用力など教職としての高度な専門性の育成に重点を置くもの
等

「教職大学院」制度の必要性及び意義

教育を取り巻く社会状況の変化等の中で、この変化や諸課題に対応し得るより高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められるようになってきている。

このため、今後の教員養成の在り方としては、学部以下の段階で、教科指導や生徒指導など教員としての基礎的・基本的な資質能力を確実に育成することに加え、大学院段階で、現職教員の再教育も含め、特定分野に関する深い学問的知識・能力を有する教員や、教職としての高度の実践力・応用力を備えた教員を幅広く養成していくことが重要である。

「教職大学院」における2つの目的・機能

- 1) 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成
- 2) 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成

「教職大学院」制度設計における基本の5つの方針

1. 教職に求められる高度な専門性の育成への特化

- 学部段階で養成される教員としての基礎的・基本的な資質能力を前提に、今後の学校教育の在り方を踏まえた新しい教育形態・指導方法等にも対応し得る知識・技能や、様々な事象を構造的・体系的に捉えることのできる能力など、教職に求められる高度な専門性を育成することを目的として特化する。

2. 「理論と実践の融合」の実現

- 高度専門職業人の養成を目的とする大学院段階の課程として、綿密なコースワーク(学修課題と複数の科目等を通して体系的に履修することをいう。)と成績評価を前提に、理論・学説の講義に偏ることなく実践的指導力を育成する体系的で効果的なカリキュラムを編成するとともに、実践的な新しい教育方法を積極的に開発・導入することにより、「理論と実践の融合」を強く意識した教員養成教育の実現を目指す。

3. 確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成

- 学級運営・学校運営の基本とも言える確かな授業力を徹底して育成するため、理論とともに、従来の学部・大学院教育が軽視しがちであった教育技術面を重視するとともに、その前提として、課外活動など教育課程外活動の指導も含めた豊かな指導力とともに、子どもや保護者、地域住民等とのコミュニケーション能力をはじめとする教職に求められる豊かな人間力の育成を目指す。

4. 学校現場など養成された教員を受け入れる側(デマンド・サイド)との連携の重視

- 保護者や学校現場、地域、教育行政など、養成された教員を受け入れる側(デマンド・サイド)の要請を踏まえ、特に学校現場との意思疎通を重視し、カリキュラムや教育方法、履修形態、指導教員、修了者の処遇、情報公開、第三者評価など大学院の運営全般にわたって、大学院と学校現場との強い連携関係を確立する。

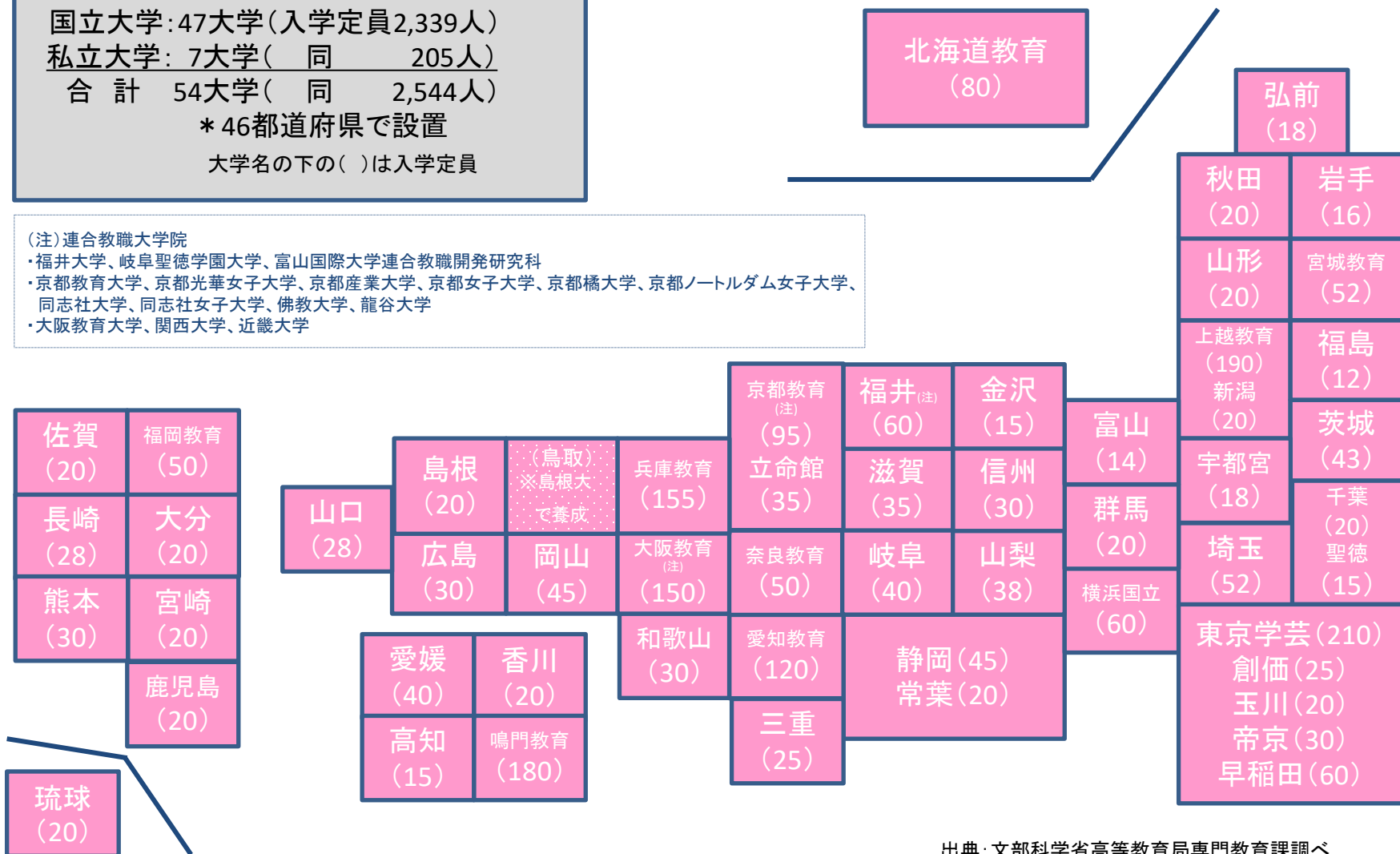
5. 第三者評価等による不断の検証・改善システムの確立

- 教育内容・方法や指導体制をはじめ大学院運営の全般にわたり、大学関係者や、学校関係者、地方教育行政担当者等から構成される専門の認証評価機関による5年ごとの第三者評価(認証評価)を実施することなどを通じ、不断の検証・改善システムを構築し、優れた教員養成の質の保証を図る。

全国の教職大学院の設置状況（令和8年度）

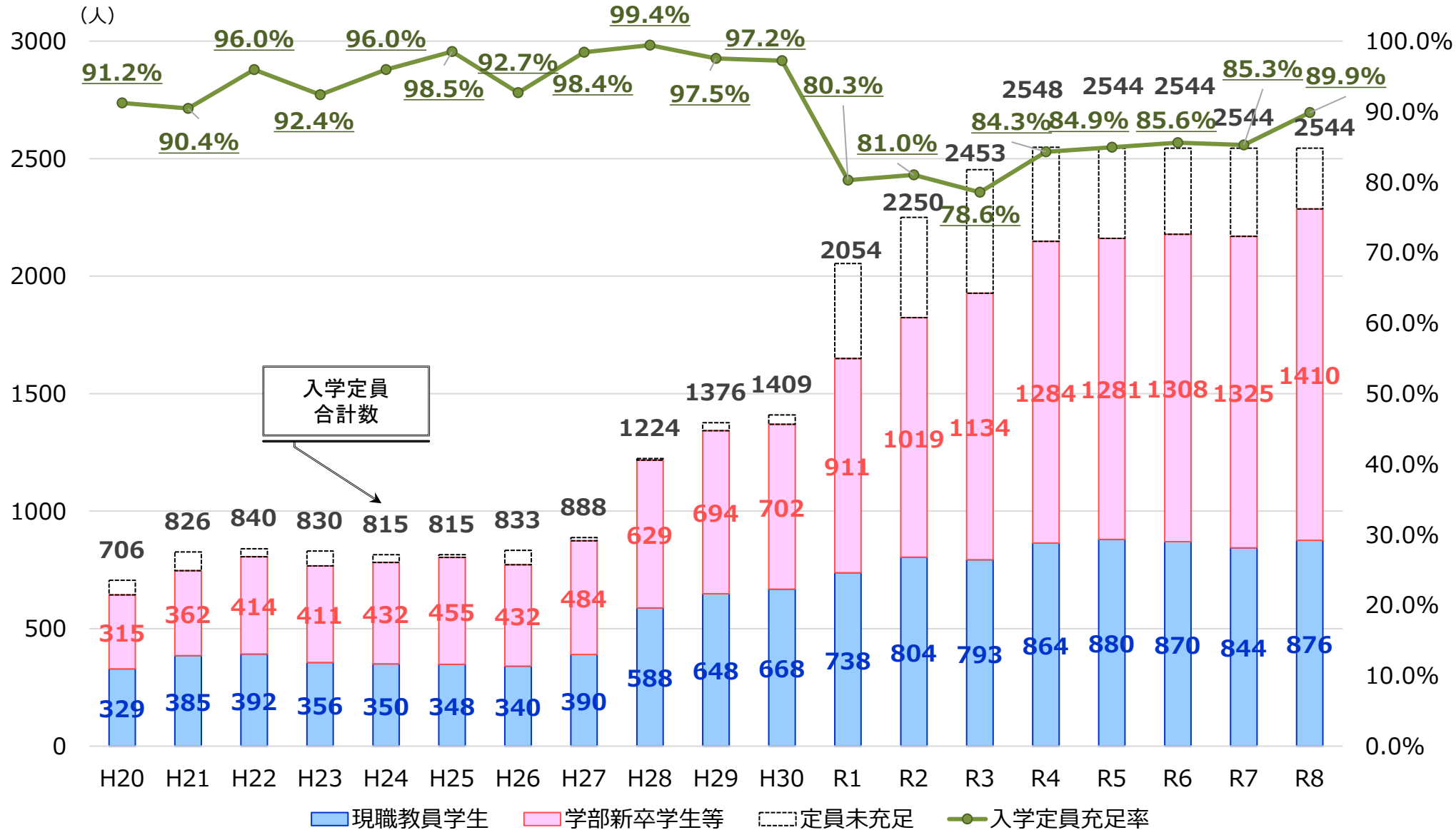
国立大学: 47大学(入学定員2,339人)
 私立大学: 7大学(同 205人)
 合計 54大学(同 2,544人)
 * 46都道府県で設置
 大学名の下の()は入学定員

(注) 連合教職大学院
 ・福井大学、岐阜聖徳学園大学、富山国際大学連合教職開発研究科
 ・京都教育大学、京都光華女子大学、京都産業大学、京都女子大学、京都橘大学、京都ノートルダム女子大学、同志社大学、同志社女子大学、佛教大学、龍谷大学
 ・大阪教育大学、関西大学、近畿大学

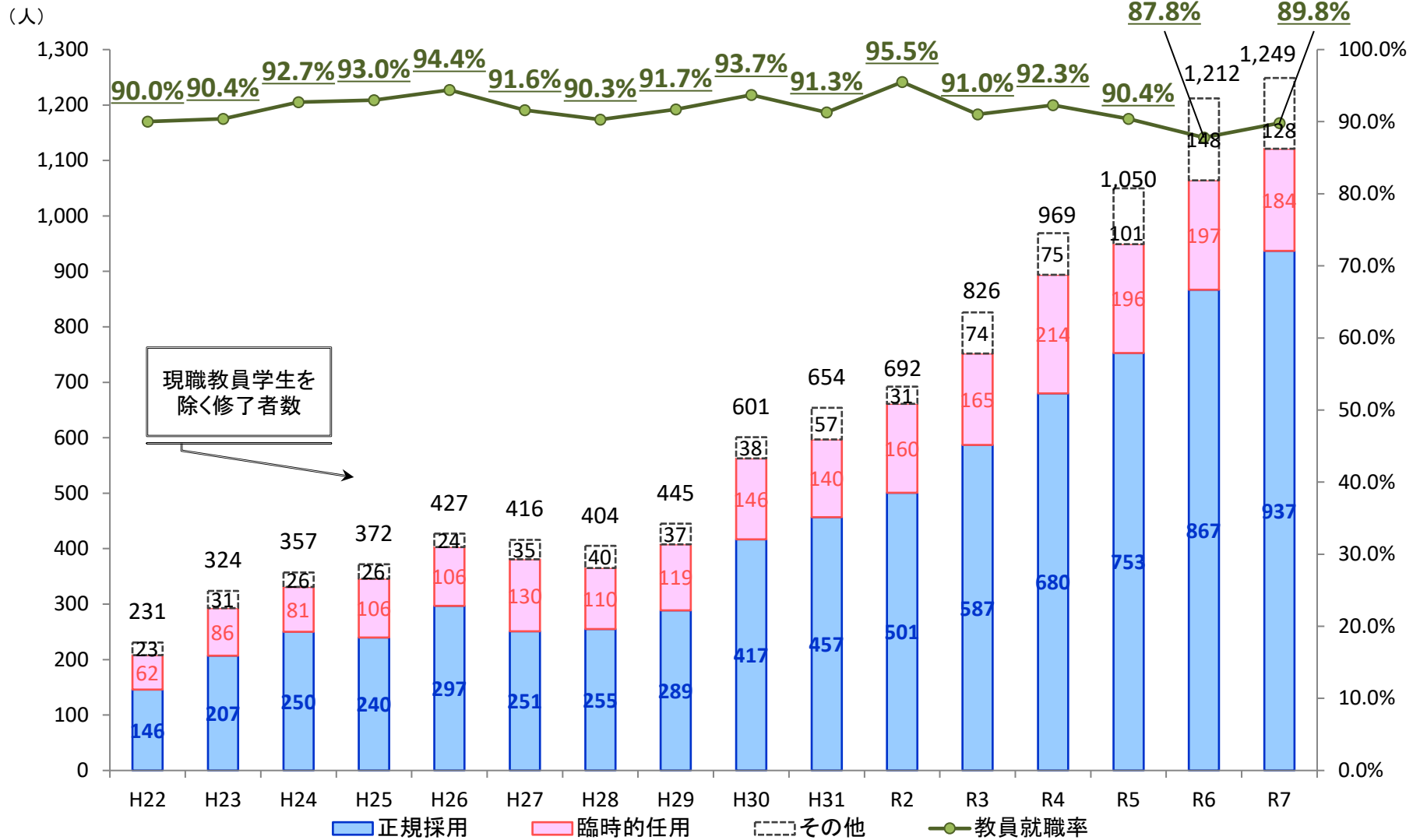


出典: 文部科学省高等教育局専門教育課調べ

国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移



教職大学院修了者の教員就職状況



※1 教職大学院修了者のうち、現職教員学生を除いた場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援の各学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。

背景

1. 課題

◆**大学院入学資格を有さない学部学生が科目等履修生として単位を修得した場合には、当該修業年限の通算を行うことはできない。**

＜参考＞

教員養成分野における学部教育と教職大学院教育の一体的なコースを設定している大学は、延べ11大学。（令和4年度）

2. 提言等

◆『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～（答申）（令和4年12月19日中央教育審議会）

「学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、教職大学院への進学を希望する者を対象とするコース等の設定を促進するとともに、**学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位数等を勘案して、教職大学院入学後の在学期間を短縮できるように制度改正を検討することが必要**である。」

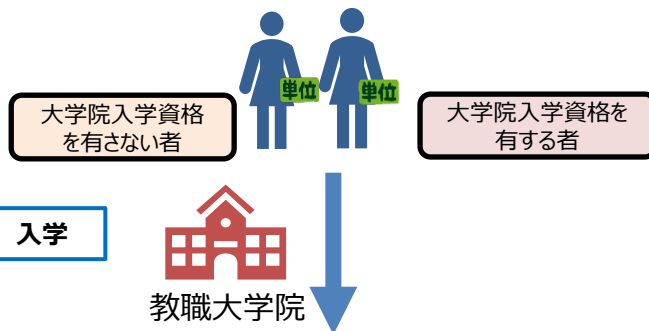
改正概要

教職大学院入学前に科目等履修生として大学院の単位を修得した場合には、当該単位修得時の大学院入学資格の有無にかかわらず、当該単位数、その取得に要した期間その他を勘案して在学期間の短縮を可能とする。

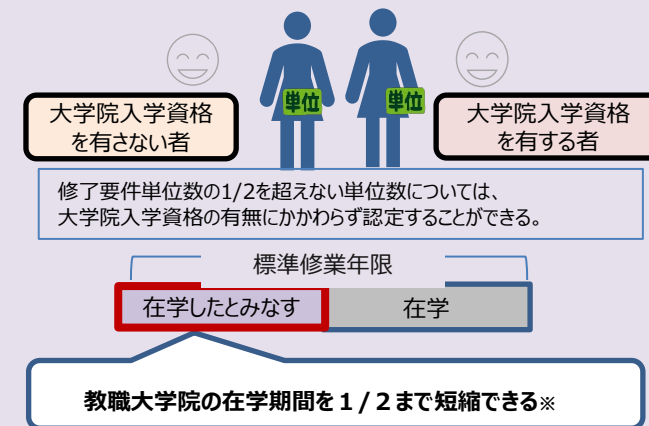
※大学院入学資格を有さない者の在学期間短縮の認定について、大学院入学資格を有した者が修得した単位の認定は、当該大学院における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であるかどうか等、十分に検討を行い判断することが求められているところであり、大学院入学資格を有さない者が修得した入学前既修得単位の認定についても、当該大学院は単位数や期間等を勘案して行うこととする。

改正後

入学前 科目等履修などで大学院の単位を修得



教職大学院の教育課程の一部を修得したと認められた場合



施行期日

令和5年6月15日

設置済みの大学：4
設置構想中の大学：2
(令和7年5月1日現在)

- 1 入学前の既修得単位を勘案し在学年限の短縮を認定するに当たっては、当該学生が修得した単位の授業科目が当該教職大学院における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であるかどうか、当該教職大学院において必要な授業科目を修得するために要する期間を考慮し適切であるかどうか等、十分に検討を行い判断すること。
- 2 教職大学院の学生以外の者に教職大学院の授業科目の履修を認めるに当たっては、教育の質の確保・向上や、単位の実質化及び学修成果・教育成果の把握・可視化に加え、各大学が社会に対する説明責任を果たす観点から、関係する情報の積極的な公表等に関して更なる努力が求められるものであることに十分留意すること。
- 3 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）等を踏まえ、各大学においては多様な学生の受け入れを推進することが期待されていることや、令和4年答申における今後の改革の方向性の一つとして「多様な専門性を有する教職員集団の形成」が提言されていることを踏まえ、各教職大学院においては、それぞれの実情に応じ、学部新卒学生や現職教員学生に加え、教員養成学部以外の学部で学んだ学生や、学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者、教員免許状を保有するものの教職には就いていない者等、多様な学生を受け入れ、教職へとつなげていく取組を進めていくことが期待されていることにも留意すること。
- 4 公平性・公正性の観点から、同一の選抜区分において、各大学が定めた合否判定の方法や基準に基づかず特定の受験者（大学院入学資格を有さない者が教職大学院入学前に科目等履修生として修得した単位を有する受験者を含む。）に異なる取扱いをすることは適切ではなく、各教職大学院の入学者選抜については、引き続き、公平性・公正性に十分留意して実施すること。
- 5 教職大学院における、いわゆる「履修証明プログラム」への単位の授与については、今回の改正後も、大学院入学資格がある者であることに変更がないこと。



趣旨

- 令和4年12月の中央教育審議会答申※を踏まえ、教職大学院は、自らの実践を理論に基づき省察する等、教職生活を通じた学びにおいて「理論と実践の往還」の実現を図るとともに、**教職大学院の学びの機会をより多くの現職の教師に提供していく観点から、現職の教師が学びやすいよう履修方法の工夫を進めていくことが求められている**

※ 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
(参考URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)

対応例

【現職教員学生】

- 予め確保した連携協力校のほか、現職教員が勤務を継続しながら、教職大学院実習で学ぶことを可能とするため**学生が勤務する学校（勤務校）において実習を行うこと**

【学部新卒学生等】

- **附属学校等で非常勤講師等として勤務できる仕組みの構築**
- **各地域の状況に応じ、教育委員会等と連携して、学生が保有する教員免許状の種類に応じた多様な受け入れ先の確保**
⇒ 勤務校を持たない学部新卒学生等について、教職大学院での学びをより充実し、**学校現場での勤務経験を積む機会を提供する観点**

留意事項

- **学生の負担に十分留意すること**
- **実習が学校での勤務に埋没することなく充実したものとなるよう、また、学校教育活動の実施に支障が生じることがないように留意すること**
- そのために、**勤務校の管理職や服務監督権者である教育委員会等の学校関係者と十分な連絡・連携を行い、事前・事後指導も含めた実習計画の内容や教職大学院の指導教員が訪問指導を行うこと等について了解を得て実施することが必要**
- こうした取組が円滑に実施できるよう、必要に応じて**当該勤務校を連携協力校とし、教職大学院の教育研究として継続的に当該校の教育活動に関わっていくこと等も含め、予め教育委員会等と勤務校での実習に当たっての必要な取り決めを行っておくといった工夫を行うことも考えられる**

その他

- 「令和5年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）」（4教教人第39号令和5年2月28日付け教育人材政策課長通知）の1. 実習方法（2）において示した、「『令和の日本型教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）において、教育実習等の在り方の見直しとして、多様な体験が例示されていることも踏まえ、教職大学院における実習においても多様な在り方を検討していただきたいこと。」についても、引き続き、検討を進めていただきたい

優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について議論のまとめ概要

教師を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none">どの時代においても、子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質は教育の質に直結学校現場が抱える教育課題の多様化・複雑化、これからの時代に必要な教育の実現、教師不足や採用倍率低下の状況等を踏まえると、質の高い十分な量の教師人材の確保が必要優れた人材を教師に得るためには、教職の魅力向上が不可欠。学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等を一体的に進めることが重要であり、こうした取組の一環として奨学金返還支援も検討
これまでの経緯	昭和28年：大学進学率の低い状況の下、正規の教員免許を有する教師の不足から、教師になった者に対する奨学金の全部又は一部を免除する制度が開始 平成10年度：教員採用倍率の改善、教師を優遇することに関する他職種との公平性などの理由から返還免除が廃止（※大学院段階は平成16年度廃止） 平成16年度：大学院生を対象とした特に優れた業績による返還免除制度の実施

教師になった者への奨学金の返還支援の意義・目的

教師になった者への奨学金の返還支援は、現在の学校現場が抱える教育課題やこれからの学校教育の使命に鑑みて「**教職の高度化**」という質の向上の観点と、現下の教師不足の状況や幅広く多様な人材を教師集団に得ていく重要性に鑑みて「**教師志願者の拡大**」という量的な観点から重要な役割を果たし得る取組

返還支援の考え方、在り方

基本的な視点

- 優秀な人材に教師になってもらう仕組みとして設計
- 学部・大学院を卒業し教職に就く者をはじめ、教師志望の社会人、現職の教師に対するリカレント教育も含め、幅広い視点から検討
- 持続的な取組として、長期的にみて最も効果が期待できる形での制度設計
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、速やかに実行
- 過去の返還免除制度の廃止の経緯や現在の経済的支援策の充実等の状況の変化を踏まえて検討

「教職の高度化」(質の向上)の観点から

- 高度化・複雑化する課題状況に的確に対応していくため、**高度専門職としての教師人材に相応の能力形成を促していくことが必要**
- 学部段階における教師養成の上に、さらに、**大学院において、課題解決に向けた探究的活動等を学修し、新たな学びへの転換や学校の課題解決に向けて協働的に取り組み、中核的な役割を担える教師人材を増やしていくことが必要**。日本は大学院レベルの専門性を持った教師の割合が諸外国に比べ低く、大学院卒として入職する教師の割合が減少傾向
- 大学院で高度な学修を行って教職に就く者を返還免除の対象にして、教師の指導の質の向上と高度専門職としての社会的地位の向上を図る**
- (独)日本学生支援機構で既に実施されている**大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度を活用した速やかな実施**

「教師志願者の拡大」(量的確保)の観点から

- 大学院を対象とした返還免除を実施することで**大学院生の教師志願者の新たな確保を期待**
- 対象範囲をできるだけ幅広く捉え、学部段階の学生等も含めて対象としていくことにより、教職課程を受講する学生の教師志願の意向を強める効果や新規に教職課程を受講する学生を掘り起こす効果**
- 教育職に対する返還免除制度が廃止された背景や経緯、給付型奨学金の導入等の状況の変化を踏まえ、広く国民全体に理解されることや新たな法制度が必要**
- 一部の自治体で実施されている返還支援の取組の状況も踏まえ、国における方策の在り方を検討

対応の方向性

●基本的な考え方

- 「**教職の高度化**」(質の向上)、「**教師志願者の拡大**」(量的確保)のいずれの意義・目的も重要であり、**相互に関連し合うものとしていずれの観点からも可能性を追究していくことが重要**
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、**スピード感を持って実行に移していくため、現行制度を活用して出来ることについては速やかに具体化を進め、更なる充実方策については、引き続き追究していくことが重要**

●対応の方向性

- 速やかな実行、教師に求められる高度の専門性の観点から、**教職大学院を修了し教師となった者を中心に、令和6年度教員採用選考等の受験者から適用**
- 教職大学院を中心に返還免除を行うことにより、教師志望者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される
- 高度で多様な専門人材の確保の観点から、**学校等での実習を通じて理論と実践を往還させた学修を行っている教職大学院以外の大学院を修了し教師となった者も対象**
- 学部段階の奨学金の返還支援も含めた支援の更なる充実に向けては、大学院を対象とした返還免除制度の成果を生かしつつ、各教育委員会での教師人材確保の状況や取組、高等教育の就学支援の動向等の幅広い観点から、引き続き検討を進める**

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント①

(令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

1. 奨学金返還免除の対象について

(1) 対象者

- ① 教職大学院に在籍し、教員採用選考等(※1)に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者(※2)であり、その後、現に大学院修了の翌年度(4月1日時点)に正規教員として在職していることを確認できた者。
- ② 教職大学院以外の大学院(※3)に在籍し、以下に記す要件(※4)に該当した上で、教員採用選考等(※1)に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者(※2)であり、その後、現に大学院修了の翌年度(4月1日時点)に正規教員として在職していることを確認できた者。

※1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含む。対象学校種は以下のとおり。

- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

※2 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含む。大学院修了後(既卒者として)に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象外。臨時的任用の者や非常勤講師も対象外。

※3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象。

※4 次の(ア)(イ)の双方を満たす者を対象とする。

(ア) 大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること(採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む)

(イ) 大学院において、**学校等での実習を必須とする科目(教職課程認定を受けているものに限る。)**を**少なくとも1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上確保**していること。実習の場は、大学の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等とする。また、学校教育に関する実習である必要があることから実習の場は学校であることが望ましいが、専門分野や教職に深く関連する、社会福祉施設や社会教育施設等の関係機関も含まれる。

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント② (令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

1. 奨学金返還免除の対象について

(2) 返還免除の対象となる奨学金

- ・ 大学院在籍時 (※5) に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金 (授業料後払い制度の奨学金も含む。) (※6)

※5 上記(1)①又は②として在籍していた課程で貸与を受けた奨学金以外は、返還免除の対象外。同様に、大学学部在籍時に貸与を受けた奨学金についても返還免除の対象外。

※6 要件を満たした対象者は全員、全額免除。

2. 返還免除の申請手続きについて

(1) 学内選考における推薦者の決定に関して必要となる事項 (2～3月頃)

● 当該返還免除の対象条件を満たす者であることの確認

学内選考の際に、教員採用されることを示す合格通知書等 (教職大学院進学に係る採用延期者にあっては教員採用試験合格を証明するもの) の提出を求めるとともに、対象条件を満たす学生かどうか適切に確認の上、推薦をうこと。特に、教職大学院以外の大学院を修了して教師になる者については、上述の要件を当該学生が満たしているかを適切に確認した上で決定すること。

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント③ (令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

2. 返還免除の申請手続きについて

(2)日本学生支援機構への推薦者の申請に関して必要となる事項（4月頃）

● 在職証明書等の提出

教師になる者として推薦された返還免除候補者に対しては、当該返還免除を決定するに当たり、日本学生支援機構による審査において、該当者が教師として入職していることの確認を行う。このため、4月1日現在の在職証明書、辞令等の提出を求めるとし、各大学から日本学生支援機構に対して行う返還免除の推薦の関係書類とあわせて提出いただくことになる。大学から日本学生支援機構に推薦した者のうち教師になる者として申請している学生に対しては、当該書類の提出について周知すること。

～申請手続きの流れ～

<申請者の大学院修了予定年度>

- 12月頃
 - ・日本学生支援機構から各大学に対し、返還免除候補者の推薦依頼通知発出
 - ・各大学において返還免除候補者の申請を受付
(申請に当たっては教員採用されることを示す合格通知書等の提出を求める。)
- 3月頃
 - ・学内選考委員会（推薦者の決定）

<教師としての入職予定年度>

- 4月頃
 - ・各大学から日本学生支援機構に対し、返還免除候補者を推薦
(教師として入職したことを示す在職証明書等の提出が必要)
- 7月頃～
 - ・日本学生支援機構における返還免除者の決定・結果通知